

【千葉県】

1. 千葉県の概況

人口：6,198,238 人（H27.1 現在推計人口）

面積：5,156.62 km²

県庁所在地：千葉市

市町村数：54 市町村

障害者手帳所持者数（H26.3 末現在）	千葉県	全国
身体障害者手帳	183,732 人	525.2 万人
療育手帳	35,510 人	94.1 万人
精神障害者保健福祉手帳	31,393 人	75.1 万人

2. 障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例

（1）条例制定の経緯及び障害者差別解消に関するこれまでの取組内容

・ 条例制定の経緯

千葉県では新たな地域福祉像として、「誰もが、ありのままに、その人らしく地域で暮らす」を掲げ、そうした地域社会づくりのために、平成 16 年、「第三次千葉県障害者計画」および「千葉県障害者地域生活づくり宣言」において、「国に障害者差別禁止法の制定を働きかけると共に、千葉県独自の条例制定を検討する」ことを明記しました。

平成 16 年 9 月、「差別とは何か」を考える場合、悲しい思いをして来た当事者の経験を出発点にすべきとの考えから、県が「差別に当たると思われる事例」を募集、日常生活の広範な分野にわたる 800 余の事例が寄せられました。

平成 17 年 1 月、差別の解消に向けた具体的な検討を行うため、公募による 29 名の委員からなる「障害者差別を無くすための研究会」を設置。事例の分析、差別や障害の定義の検討、県内各地でのタウンミーティングの開催（30 ケ所以上で実施、3,000 人以上の県民が参加）、関係機関や団体に対するヒアリングを実施する等、条例案づくりを進め、平成 17 年 12 月、知事に条例案を提出。その後、平成 18 年 2 月に「障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例案」を県議会に上程。県議会における議論の紆余曲折を経て、同年 10 月 11 日、本会議にて採決の結果、全員一致で可決されました。

・ 障害者差別解消に関するこれまでの取組内容

条例に基づき、個別事案を解決するための仕組みとして、身近な相談役であるおよそ 600 人の地域相談員と、相談活動を総括する 16 人の広域専門指導員（各圏域の健康福祉センター等に配属）による地域に密着した相談体制を整備しました。加えて、知事の附属機関として設置された「千葉県障害のある人の相談に関する調整委員会」が助言・斡旋を行う重層的な仕組みが整備されています。さらに、県障害福祉課権利擁護推進室には 5 人の専任職員が配置され、専用電話を設置して県民からの相談に対応しています。

なお、調整委員会による助言・斡旋にもかかわらず事案の解決が困難で、障害者が差別をしたと認められる者に対して提起する訴訟について、知事は調整委員会が適当と認める時は、訴訟に要する費用の貸付その他の援助をすることができるとされています。

そうした相談体制に加え、誰もが暮らしやすい社会づくりを議論する仕組みとして、制度や習慣・慣行などが背景にあって構造的に繰り返される差別問題を議論して解決に向けた取り組みを進めるために、行政と障害当事者や支援者・各界の代表者で構成される「障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり推進会議」を設置し、13の課題を決めて具体的な方策の検討・実践を行っています。

また、障害のある人への優しい取り組みの応援として、障害のある人の社会参加を促し、理解を深めるような優れた取り組みを選考して、認定証の授与を行い、県のホームページに掲載するなどして、取り組みの応援と県民への情報発信を行っています。

(2) 千葉県における障害者差別の解消の推進に関する課題

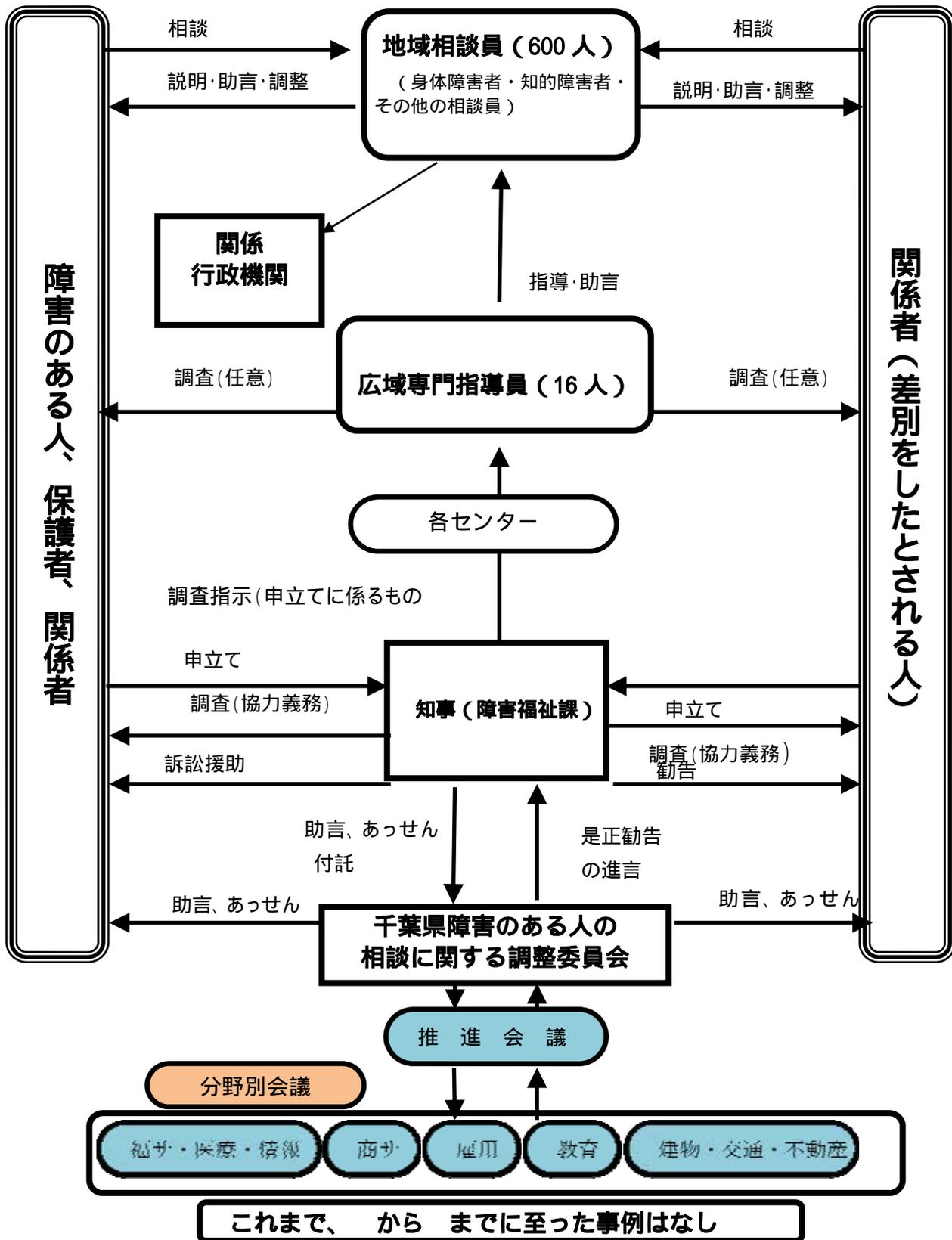
条例が制定されてから7年が経過し、県民への啓発、広報等、条例の理念普及をあらためて推進していくとともに、障害者差別の定義に関する県民の共通理解を構築していく必要があります。

また、障害者に対する県民の理解を推進するための実践活動のさらなる積み上げを図るとことや、差別を無くすための相談・協議機関等について、関連法制（障害者虐待防止法及び障害者差別解消法）と整理していく必要があります。

■年度別不利益な取扱いに係る相談件数（平成26年3月末現在）

分野	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	計
福祉サービス	67	67	43	41	42	32	25	317
医療	29	14	9	24	21	14	6	117
商品・サービス	24	24	26	24	24	12	14	148
労働者の雇用	43	34	38	27	24	27	21	214
教育	13	20	15	16	9	12	14	99
建物・交通機関	37	39	24	22	11	9	17	159
不動産の取引	8	8	7	11	1	4	4	43
情報の提供等	14	7	3	9	4	3	0	40
その他	60	50	68	57	60	80	54	429
合計	295	263	233	231	196	193	155	1,566

■ 条例に基づく個別事案解決の仕組みと流れ



3. 障害者差別解消支援地域協議会体制整備事業準備会（障害者差別解消支援地域協議会モデル会議）

(1) 設置根拠

条例の規定に基づき設置された障害のある人の相談に関する調整委員会を活用し、組織することとしました。

◎障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例（平成十八年十月二十日条例第五十二号）（抄）

（相談業務の委託）

第十四条 〔略〕

2 知事は、前項の委託を行うに当たっては、あらかじめ千葉県行政組織条例（昭和三十二年千葉県条例第三十一号）に基づき設置された千葉県障害のある人の相談に関する調整委員会（以下「調整委員会」という。）の意見を聴かなければならない。ただし、身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十二条の三第三項に規定する身体障害者相談員又は知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）第十五条の二第三項に規定する知的障害者相談員である者に委託を行う場合は、この限りでない。

◎千葉県行政組織条例（昭和三十二年千葉県条例第三十一号）

（設置等）

第二十八条 県に別表第二上欄に掲げる附属機関を置き、当該附属機関において担任する事務は、同表下欄に掲げるとおりとする。

（組織等）

第二十九条 前条第一項の規定により設置された附属機関の組織、委員の構成、定数及び任期は、別表第三のとおりとする。

2 〔略〕

別表第二

附属機関名	担任する事務
千葉県障害のある人の相談に関する調整委員会	障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例第十四条第二項、第十六条第二項及び第三十一条第二項の規定による意見を具申し、同条例第二十三条第一項の規定による助言及びあつせんを行い、同条例第二十四条第一項の規定による勧告について建議し、同条例第二十六条の規定による訴訟の援助について審議し、並びに障害のある人に対する理解を広げ、差別をなくすための施策の策定及び実施に関する重要事項（同条例の解釈指針の策定を含む。）を調査審議し、これに関し必要と認める事項を知事に建議すること。

別表第三

附属機関名	組織	委員の構成	定数	任期
千葉県障害のある人の相談に関する調整委員会	委員長 副委員長 委員	一 障害のある人 二 県議会議員 三 福祉、医療、雇用、教育、法律その他障害のある人に対する差別の解消について専門的な知識を有する者	二十人以内	二年

千葉県障害のある人の相談に関する調整委員会 ※条例設置

内閣府政策統括官

障害者差別解消支援地域協議会
体制整備事業準備会

障害者差別解消支援地域協議会
あり方検討会（内閣府）

(2) 構成メンバー（20名）

分野		委員氏名	役職名等
1. 障害のある方	身体障害	視覚障害 高梨 憲司	(福) 愛光常務理事
		聴覚障害 植野 圭哉	(福) 千葉県聴覚障害者協会理事長
		肢体不自由 神林 保夫	(福) 千葉県身体障害者福祉協会理事長
	知的障害	田上 昌宏	千葉県手をつなぐ育成会会長
	精神障害	横山 典子	(NPO) ぴあ・さぼ千葉理事長
		齊藤 陟	千葉市精神障害者家族会千花会副会長
	発達障害	角口 早苗	千葉県自閉症協会監事
	高次脳機能障害	角田 義規	ちば高次脳機能障害者と家族の会世話人
2. 県議会議員		内田 悦嗣	自由民主党(浦安市)
		石井 宏子	民主党(君津市)
		秋林 貴史	公明党(松戸市)
3. 専門的知識を有する者	福祉の分野	早坂 裕実子	(福) まつど育成会統轄施設長
		平山 隆	(福) 彩会理事長
	医療の分野	土橋 正彦	千葉県医師会副会長
	教育の分野	府川 雅司	千葉県小学校長会事務局局長(元八街市実住小学校長)
		林 トシ子	元 千葉県立千葉聾学校長
	雇用の分野	石井 明彦	株式会社舞浜コーポレーション
		高柳 利明	株式会社千葉興業銀行人事部長
	法律の分野	藤岡 隆夫	弁護士(藤岡・合間法律事務所)
学識経験者	石田 路子	城西国際大学福祉総合学部福祉総合学科教授	

4. モデル会議等の実施状況

(1) モデル会議等の開催経過

法では紛争解決・相談体制の整備について既存の相談・救済制度を活用・充実させることとされていますが、千葉県条例においては既に地域相談員、広域専門指導員、調整委員会という3層構造の相談支援体制が整備されていることから、障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例に基づき設置されている、具体的な課題解決を行う調整委員会や施策の推進のための検討を行う推進会議と法律に規定されている障害者差別解消支援地域協議会との関係の整理や統合について検討していくこととしました。

また、現在、千葉県で行っている地域相談員や広域専門指導員による相談支援の体制は、これまでどおり維持することとし、そのうえで法施行に係る市町村における新たな取組や相談体制の整備について助言・支援を行っていくための方策について検討することとしました。

	期日	議題
第1回 ワーキング	平成26年7月31日(木) ※浦安市と合同で実施	<ul style="list-style-type: none"> 浦安市からの差別事例の報告 千葉県から 市川健康福祉センターから 内閣府から 当面の方向性について その他
第2回 ワーキング	平成26年9月10日(水) ※浦安市と合同で実施	<ul style="list-style-type: none"> 障がい者差別事例について 大学・オリエンタルランドにおける取組について 障害者差別に関する相談体制について 市川健康福祉センターから相談窓口、ヘルプカードについて 地域フォーラム・中間報告会について
第1回 モデル会議	平成26年10月28日(火)	<ul style="list-style-type: none"> 障害者差別解消支援地域協議会体制整備事業について 体制整備事業の進め方等について
第3回 ワーキング	平成26年10月7日(火) ※浦安市と合同で実施	<ul style="list-style-type: none"> 千葉県との連携について
第4回 ワーキング	平成26年12月9日(火) ※浦安市と合同で実施	<ul style="list-style-type: none"> 中間報告会について
第2回 モデル会議	平成27年2月3日(火)	<ul style="list-style-type: none"> 中間報告会の報告について 地域協議会体制整備事業最終報告について 障害者差別解消法施行に向けたスケジュールについて
第5回 ワーキング	平成27年2月12日(水) ※浦安市と合同で実施	<ul style="list-style-type: none"> 支援体制の整備について 平成27年度の取組みについて
第3回 モデル会議	平成27年2月25日(水)	<ul style="list-style-type: none"> 地域協議会体制整備事業最終報告(案)「障害者差別解消法と千葉県条例の役割」について 差別解消法施行に向けた今後の進め方(案)について

(2) モデル会議等における課題の把握

①地域協議会と県障害者条例に基づく機関との関係の整理

千葉県においては、条例に基づき、具体的な課題解決を行う調整委員会と施策の推進のための検討を行う推進会議を設置し、既に具体的な成果も挙げています。そこで、地域協議会は機動性の観点から調整委員会がその役割を担い、差別をなくすための取組等は、推進会議におけるこれまでの取り組みを整理した上で、そこに設置されている分野別会議を積極的に活用することとする方向で検討することとしました。

また、差別事案の解決を担う地域協議会（調整委員会）と県障害者条例に基づく広域専門指導員との情報交換の機会を設けることによって、困難事例を含む差別解消のための具体的な対応方法等を検討することとしました。

②紛争解決・相談体制における県と市町村との関係の整理

障害者差別は虐待に発展することも多く、県民にとって個別の事案が差別によるものか虐待であるかの判断が困難な場合があることから、個別事案の相談・通報の受付窓口のあり方について検討する必要があります。

また、相談(通報)を受理した市町村は個別事案の要因を判断し、それぞれの法に基づく事務処理を行うことや差別解消や虐待防止に関わる担当職員の研修、および専門職の養成、合理的な配慮に関する有効な事例の収集、市町村や障害者団体等の関係機関にその情報を提供することなど、県と市の役割分担について検討することが必要です。

さらに、市町村が実施する差別事案に関する調整活動や養護者による虐待事案に係る事案終結後の当事者に対する相談支援活動について、条例に基づく広域専門指導員の協力のあり方について検討を進めると共に、地域相談員活動のあり方についても検討することとしました。

③障害者差別解消法の周知と合わせた条例の周知啓発

「県政に関する世論調査」において、条例を知っている県民の割合は平成 23 年度 19%、平成 25 年度約 18%とほぼ2割に止まっていることから、今後の法施行に向け、マスメディアの活用やイベントの開催などの障害者差別解消法の周知と合わせて、県障害者条例について、障害のある人や関係者だけではなく、広く県民に周知する必要があることから、教育機関等を含めた県民に対する有効な啓発・広報の方法を検討することとしました。

(3) モデル会議における課題に対する意見

①地域協議会と条例との関係の整理について

- 調整委員会の委員と広域専門指導員の協議会をもち、連携・協力体制を強めるべきではないか。
- 推進会議の取り組みと進捗状況について整理するべきではないか。
- 千葉県人権施策推進委員会（人権委員との連携）、千葉県総合支援協議会（障害者計画策定）等と連携するべきではないか。
- 調整委員会の開催後、推進会議を定期的を開催するべきではないか。

②周知啓発の方法について

- 法施行前に、内閣府主催（千葉県共催）一般向けのキックオフイベントを土日や祝日に行ってはどうか。
- 県HPを利用して法施行時に周知・啓発を行うとともに、県民だよりや新聞等や世界人権デーに併せて広報するべきではないか。

③相談体制の整備について

- 差別解消法の業務を市町村虐待防止センターにも担ってもらい、広域や地域相談員を参加させてはどうか。
- 市町村の「市町村障害者虐待防止センター」と「自立支援協議会」との連携は市町村の判断に委ねてはどうか。
- 相談窓口を整理し、障がいのある人やその家族等にとって利用しやすく分かり易い体制とするべきではないか。

市（町村）の虐待相談センターと差別解消相談窓口の一本化

その他の相談センター等との調整整備

広域専門指導員、地域相談員の役割、要員、配置等の見直し

- 広域専門指導員が受けた相談件数は、平成 19 年度と比較すると、件数が半減している状況であるが、その要因を分析するべきではないか。

④その他

- 準備会委員、広域専門指導員及び事務局他から選出したメンバーで検討してはどうか。
- 検討チームを構成し、以下検討し準備会に提案する。了承後に市町村に情報提供することとしてはどうか。

案件（1,500 件以上）を分野別に、差別解消、及び合理的配慮の事例を分析整備し事例として提供する。

当該法律の施行、及び整備された事例等を考慮して、条例及び条例の解釈指針を見直すこととしてはどうか。

合理的配慮や公共の福祉等は時と共に変化するので当該法律施行後も同様の役割を担う検討チームを存続させることとしてはどうか。

5. 障害者差別解消に関する今後の取組について

モデル事業を通じて、法施行に向け明らかとなった課題について、平成 27 年度当初から秋頃にかけて、調整委員会のメンバーを中心としたワーキンググループなどを設け、引き続き、法律施行後における条例による相談事案の相談（通報）体制のあり方について検討していくとともに、これまでの条例の基づく個別相談の中から合理的配慮を行った事例について収集・分析のうえ、市町村等関係機関へ情報を提供していくこととしました。

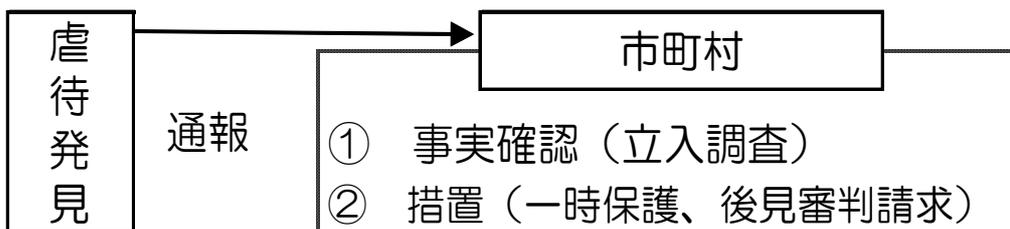
6. 資料

障害者虐待防止法に基づく対応

養護者による障害者虐待（第7条～第14条）

[市町村の責務] 相談等、居室確保、連携確保

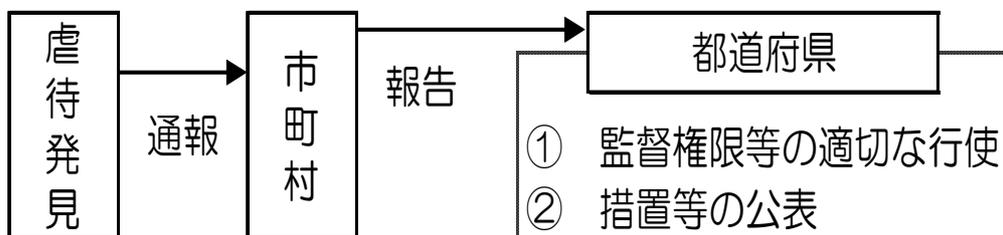
[スキーム]



障害者福祉施設従事者等による障害者虐待（第15条～第20条）

[設置者等の責務] 当該施設等における虐待防止等の措置を実施

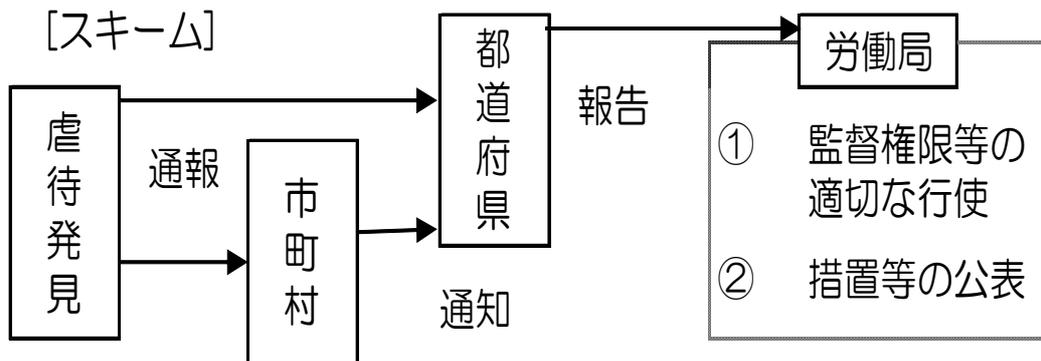
[スキーム]



使用者による障害者虐待（第21条～第28条）

[事業主の責務] 当該事業所における虐待防止等の措置を実施

[スキーム]



「千葉県条例に基づく年度別相談状況」

1 相談分野別取扱件数

平成26年3月末現在

分野	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	計
福祉サービス	67	67	43	41	42	32	25	317
医療	29	14	9	24	21	14	6	117
商品・サービス	24	24	26	24	24	12	14	148
労働者の雇用	43	34	38	27	24	27	21	214
教育	13	20	15	16	9	12	14	99
建物・交通機関	37	39	24	22	11	9	17	159
不動産の取引	8	8	7	11	1	4	4	43
情報の提供等	14	7	3	9	4	3	0	40
その他	60	50	68	57	60	80	54	429
合計	295	263	233	231	196	193	155	1,566

平成19年度については、平成19年7月～平成20年3月までの9ヶ月間の取扱い件数

2 障害種別取扱い件数

種別	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	計
視覚障害	36	31	16	15	12	4	11	125
聴覚障害	10	20	7	14	4	10	3	68
言語障害	6	3	1	0	2	0	1	13
肢体不自由	68	62	60	44	35	27	38	334
内部障害	10	5	4	6	11	8	10	54
(身体障害計)	(130)	(121)	(88)	(79)	(64)	(49)	(63)	(594)
知的障害	40	47	36	41	22	40	22	248
精神障害	88	66	76	90	82	77	52	531
発達障害	20	16	18	11	17	13	14	109
高次脳機能障害	1	2	6	2	1	4	1	17
その他	16	11	9	8	10	10	3	67
合計	295	263	233	231	196	193	155	1,566

平成19年度については、平成19年7月～平成20年3月までの9ヶ月間の取扱い件数

なお、事案の終結までに要する相談回数は平均12回程度

「障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり推進会議」における

る取り組みと課題

1. コミュニケーションに障害のある人に対する情報提供の配慮

平成 21 年 12 月、「障害のある人に対する情報保障のためのガイドライン」を作成、県庁職員に研修会を実施。市町村や民間事業者に対しても普及を図っている。

2. 障害者用駐車スペースの適正な利用

- ・高等学校等における啓発(平成 22 年 1 月実施)
- ・自動車教習所における啓発(平成 22 年 3 月実施)
- ・大型商業施設における啓発(平成 22 年 3 月実施)

3. 病院や飲食店等における身体障害者補助犬の受け入れ

補助犬ステッカーを県関係機関・市町村に配付して活用を依頼すると共に、平成 21 年 10 月、県職員を対象に盲導犬研修会を開催、さらに平成 21 年 12 月、市川市の盲導犬ユーザーと市川市医師会とで盲導犬の受け入れについて意見交換の場を設けた。

4. 預金の引出し等を行なう際の金融機関の配慮

平成 22 年 1 月、視覚障害当事者と県内に本店のある地元銀行代表者とが直接話し合い、その結果、行員が代筆・代読する際の書類の範囲や手続きに関する車内規定を整備して、視覚障害者の利便性の向上を図った。その後、金融庁の通知によって、千葉県同様の取り組みが全国の金融機関に波及している。

5. 障害の状況に応じた職場での配慮

6. 障害のある人が使いやすいトイレの設置推進

平成 22 年 6 月～7 月、障害当事者や関係者から、障害のある人が使いやすいトイレに関する意見を募集、156 人から意見が寄せられた。その結果を整理して、トイレメーカーやトイレの設置管理者等の関係機関に情報提供を行い、使いやすいトイレの設置推進を図っている。

7. 障害のある人に対する不動産の賃貸

平成 22 年 5 月、障害当事者・不動産事業者・県関係課職員からなる検討会を設置。誤解や偏見を解消するための方策や支援等について検討を進めている。

8. 店舗での買い物と移動の介助

9. 音響式信号機の音声誘導ルール

10. 保育所等における障害児への配慮

11. 学校における発達障害、知的障害のある子に対する教育上の配慮

12. サービス提供に当たっての安全確保

13. 建物等のバリアフリー化の推進

「障害のある人への優しい取組み」の応援等

1．優しい取組みへの応援

障害のある人への優しい取組みを広く紹介し、これを普及していくことにより、誰もが暮らしやすい社会の実現を目指すことを目的として、平成 21 年 12 月～22 年 3 月に取組み事例を募集。応募のあった 136 件の中から優れた取組み 13 件を選考、県知事が訪問する等して認定書を授与。県のホームページ等を活用して紹介している。

なお、平成 25 年度においても第 2 回目となる「障害者に優しい取組み事例」の募集を行い、応募総数百数十件の中から 10 件が認定された。

2．施策提案型事業

平成 19 年度と 20 年度に県民から障害のある人に対する理解を広げるための施策提案を募集。2 カ年で応募のあった 37 事業の中から施策効果が高いと判断された 10 事業を採択。その成果を県民が活用できるよう県のホームページに掲載している他、研修会で配付するなどして広く県民に発信している。

3．その他の啓発活動

啓発用リーフレットや周知用ポスター・散らしを作成・配付する他、県ホームページ・県民便り・メディアを活用するなどして広報を行っている。

障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例（抜粋）

改正 平成二十四年三月二十三日条例第二十二号

第一章（略）

第二章 差別事案の解決

第二節 地域相談員等

（相談業務の委託）

第十四条 知事は、・・・(略)・・・適当と認める者に委託して、差別に該当する事案（以下「対象事案」という。）に関する相談に係る業務を行わせることができる。

2 知事は、前項の委託を行うに当たっては、・・・(略)・・・千葉県障害のある人の 相談に関する調整委員会（以下「調整委員会」という。）の意見を聴かなければならない。(略)

（広域専門指導員）

第十六条 知事は、次の各号に掲げる職務を適正かつ確実にを行うことができると認められる者を、(略)健康福祉センターの所管区域及び保健所を設置する市の区域ごとに、広域専門指導員として委嘱することができる。

一 地域相談員に対し、専門的な見地から業務遂行に必要な技術について指導及び助言を行うこと。

二 対象事案に関する相談事例の調査及び研究に関すること。

三 第二十二条第二項に規定する調査に関すること。

（指導及び助言）

第十七条 地域相談員は、対象事案に係る相談について、必要に応じ、広域専門指導員の指導及び助言を求めることができる。

2 広域専門指導員は、前項の求めがあったときは、適切な指導及び助言を行うものとする

第三節 解決のための手続

（相談）

第二十条 障害のある人、その保護者又はその関係者は、対象事案があると思うときは、地域相談員に相談することができる。

2 地域相談員は、前項の相談を受けたときは、次の各号に掲げる措置を講じることができる。

一 関係者への必要な説明及び助言並びに関係者間の調整

二 関係行政機関の紹介

三 法律上の支援（民事上の事件に限る。）の制度に関するあっせん

四 関係行政機関への前項の相談に係る事実の通告

五 虐待に該当すると思われる事実の通報

六 次条に規定する助言及びあっせんの申立ての支援

（助言及びあっせんの申立て）

第二十一条 障害のある人は、対象事案があると思うときは、知事に対し、調整委員会が当該対象事案を解決するために必要な助言又はあっせんを行うべき旨の申立てをすることができる。

（助言及びあっせん）

第二十三条 知事は、・・・(略)・・・申立てがあったときは、調整委員会に対し、助言又はあっせんを行うことの適否について審理を求めるものとする。

(勧告等)

第二十四条 調整委員会は、前条第一項に規定する助言又はあっせんを行った場合において、差別をしたと認められる者が、正当な理由なく当該助言又はあっせんに従わないときは、知事に対して当該差別を解消するよう勧告することを求めることができる。

2 知事は、前項の求めがあった場合において、差別をしたと認められる者に対して、当該差別を解消するよう勧告することができる。この場合において、知事は、前項の求めを尊重しなければならない。

第三章 推進会議

(設置)

第二十九条 県は、障害のある人に対する理解を広げ、差別をなくすため、障害のある人及びその支援を行う者、次条第一項に規定する分野における事業者、障害のある人に関する施策又は人権擁護に関し専門的知識を有する者並びに県の職員からなる会議(以下「推進会議」という。)を組織するものとする。

(分野別会議)

第三十条 推進会議に、次の各号に掲げる分野ごとの会議(以下「分野別会議」という。)を置くものとする。

- 一 福祉サービス、医療及び情報の提供等の分野
- 二 商品及びサービスの提供の分野
- 三 労働者の雇用の分野
- 四 教育の分野
- 五 建物等及び公共交通機関並びに不動産の取引の分野

2 分野別会議は、次の各号に掲げる事項に関し協議を行うものとする。

一～三 (略)

四 調整委員会と連携して行う、前項各号に掲げるそれぞれの分野における差別の事例及び差別の解消のための仕組みの分析及び検証に関すること。